

補 足 説 明 書

徳島県警察本部会計課

1 委託業務名

R 7 警営 徳島板野警察署職員公舎板野町他 板・大寺 解体工事付近建物事前調査業務

2 別途発注委託業務

なし

3 重点調査制度

本業務は、重点調査制度の対象外業務 である。

4 現地調査

現地調査は行うことができるので、希望者は、事前に警察本部会計課へ連絡をし、了解を得ること。なお、当該調査は施設の運営時間内に行うものとする。

5 質疑

覧図書に関する質疑がある場合は、令和7年4月8日（火）正午までに、書面により警察本部会計課に提出すること。

書面の様式は任意とする。書面の提出は持参、郵送（上記期日・時間に係員の手元に必着）、ファクシミリ又は電子メール（ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後に電話により受信について確認すること。）によるものとする。

なお、入札予定額等に影響する重大な質疑については、当課から指名業者全員に回答する。

提出先 徳島県警察本部警務部会計課営繕担当

住所 〒770-8510 徳島市万代町2丁目5-1

電話 088-622-3101

ファクシミリ 088-622-9487

電子メール eizen3@police.pref.tokushima.jp

6 注意事項

- (1) 契約の相手方が免税事業者の場合には、免税事業者届出書を直ちに提出すること。
- (2) 落札者が建築士事務所登録をしている者である場合
契約書に建築士法第22条の3の3に定める記載事項を記載するので、落札決定後、落札者は建築士法第22条の3の3に定める記載事項を記載した書面（営繕課指定様式）2部を直ちに発注者の契約担当者に提出すること。
- (3) 調査箇所は、調査対象施設の監理者棟の意向により減少する場合がある。
調査箇所に関する確認・協議は本委託業務に含むものとする。

7 重要事項説明

落札者は、建築士法第24条の7の規定に基づき、落札決定から契約までの間に重要事項説明書（営繕課指定様式）を2部提出し、監督員に内容の説明を行った後、監督員の確認印を受け、1部を落札者にて保管すること。

8 営繕積算システム（RIBC）の利用料

設計金額に営繕積算システム（RIBC）の内訳書数量入力システムLITEの利用料を含んでいる。

9 ウィークリースタンス

当発注業務において、ウィークリースタンスを実施する。

実施内容については「ウィークリースタンス実施要領」によることとする。